

携行品補償mini(*1)の補償の詳細について

(*1)携行品一式特約条項等付帯動産総合保険

1. 保険金をお支払いする場合について

被保険者（補償を受けられる方）の居住する住宅（以下「住宅」といいます。）から被保険者によって一時的に持ち出され、または住宅外において携行中もしくは、住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の被保険者の所有する身の回り品に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、被保険者が日本国内において携行中の保険の対象に生じた損害に限ります。

〈保険の対象外となるもの〉

- 船舶*1、航空機、自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、鉄道車両、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- 自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型*2およびこれらの付属品
- 移動電話等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器*3およびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- 預貯金証書*4、小切手、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー*5、商品券その他これらに類する物
- クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 動物、植物等の生物
- 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 商品・製品等*6、業務の目的のみに使用される設備・什器等*7
- 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ゴルフ用品*8、スキー用品*9、テニス用品*10、その他のスポーツ用品*11
- 釣り具*12

*1 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

*2 ドローンを含みます。

*3 タブレット端末を含みます。

*4 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

*5 通貨と同程度の価値および流通性を持ったデータであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。

*6 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

*7 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。

*8 ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフウェア、ゴルフバッグその他ゴルフ用に設計された物をいいます。

*9 スキー板、スキーストック、スキーウェアその他スキー用に設計された物をいいます。

*10 テニスラケット、テニスボール、テニスシューズその他テニス用に設計された物をいいます。

*11 陸上競技、野球、テニス、水泳、ボートレース等から登山、狩猟等にいたるまで、遊戯、競争または肉体的鍛錬の要素を含む身体運動用に設計された物をいいます。

*12 釣竿、竿掛、リール、クーラーその他釣り用に設計された物をいいます。

2. お支払いする保険金について

お支払いする保険金につきましては下記の通りとなります。

● 損害保険金：

携行品に生じた損害を保険金額（ご契約金額）を限度に時価額に基づいて算定し、事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額として免責金額（自己負担額）*1を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。

*1 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額（自己負担額））をご自身で負担していただきます。

● 残存物取片づけ費用：

損害保険金がお支払われる場合、保険の対象（ご契約の対象となる携行品）の残存物の取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。（損害保険金との合計額が保険金額（ご契約金額）を超過する場合にもお支払いします。）

● 損害拡大防止費用：

保険金を支払うべき損害が発生した場合において損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。（保険金額（ご契約金額）または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。）

● 権利保全費用：

引受保険会社が保険金をお支払いすると引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

(※)本保険では、臨時費用保険金不担保特約条項が自動セットされます。

携行品補償mini(*1)の補償の詳細について

(*1)携行品一式特約条項等付帯動産総合保険

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者*1、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者*1と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象*2のかしによって生じた損害
- 保険の対象*2の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象*2に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 保険の対象*2の修理、清掃、解体、据付、組立点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 汚れ、擦傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象*2の機能に支障をきたさない損害
(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)
- 真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害（保険の対象*2の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害（火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)

*1 補償を受けられる方

*2 ご契約の対象となる携行品

上記以外の保険金をお支払いできない場合についてはお問い合わせ先までご連絡ください。

4. 保険責任期間について

本保険への加入申込日の翌月 1 日の午前 0 時から 1 年後の応当日の午後 4 時まで

携行品一式特約条項等付帯動産総合保険の内容についてご紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細はご契約者株式会社NTTドコモにお渡ししてあります普通保険約款、特約条項によりますが、ご不明の点がありましたらお問い合わせ先にご連絡ください。

携行品補償mini(*1)の補償を受けられる方（被保険者）について

(*1)携行品一式特約条項等付帯動産総合保険

1. 補償を受けられる方（被保険者）ご本人としてご加入いただける方

以下のすべての条件を満たす方

- ・smartあんしん補償にお申込みいただいた方
- ・smartあんしん補償の補償開始日から14日以内に本保険にお申込みいただいた方
- ・保険責任開始日時点で満18歳以上満70歳以下の方

※法人名義でのご加入はできません

2. 補償を受けられる方（被保険者）の範囲

被保険者（補償を受けられる方）は被保険者ご本人のみです。